

# あすの会

## ニュースレター

VOL. 9

2001/10/15

VOICE

### 被害者のための刑事司法の実現を ～動き出した司法改革～

代表幹事 岡村 熱

法制度改審議会の答申を受けて、21世紀の司法を作る制度の改革がいよいよ動き出した。内閣府に司法改革推進準備本部が設置されたが、次期国会で司法改革推進法を成立させ、司法改革推進本部に衣替えする。3年をめどに司法改革の実現をはかるという。

しかし残念なことには、司法制度改審議会の答申は、加害者の権利は国選弁護の拡充など拡大されているのに、被害者の権利は現状のゼロのままで据え置きである。

当会は、刑事司法は、社会秩序維持のために存在し、被害者のために存在するのではないという最高裁判決の見直しを強く求め、刑事司法の本質論を十分審議してほしいとの意見書を出したが（ニュースレター7号参照）無視された。

ドイツやフランスは、被害者に公訴権を与えたり、検察官の控訴した刑事訴訟に被害者が参加し、証拠申請をし、質問し、裁判官を忌避し、上訴する権利まで認めている。被害者感情を尊

重した制度であり、司法に対する信頼となって現れている。

復讐権を奪われた犯罪被害者が加害者を追求し、真実を知り得る機会は法廷しかないのだが、わが国の刑事司法は、被害者の刑事手続きへの参加を拒否して被害者を傍聴席に追いやっている。捜査や裁判の都合で、必要なときだけ呼び出され、終わればお払い箱だ。公益のために利用され、被害者を使い捨てにするこんな刑事司法を、被害者が信用しないのは当然である。

司法制度改審議会の答申は、国民のための司法とか、国民に信頼される司法とかいうが、その国民とは加害者のことらしい。改審議会通りの刑事司法が実現したら、被害者は今までと同様に泣き続ける事になる。被害者のための正義を実現する刑事司法の実現に向けて、われわれは、国民運動を展開しなければならない。時間は少ない。

## ~ INDEX ~

Voice 被害者のための刑事司法の実現を～動き出した司法改革～	.....	(1)
Topix あすの会ロゴマーク	.....	(2)
おかしいと思いませんか？／法律まめちしき	.....	(3)
活動報告	.....	(4)
関東／関西の集いのお知らせ	.....	(5) ~ (6)
第3回シンポジウム／前夜祭	.....	(7) ~ (8)
会員の声	.....	(9)
法廷付添／無料法律相談／運営の基本・会計／あとがき	.....	(10)

## TOPIX

## ロゴマークについて

幹事 林 良平



ま あ～るくて、あったかくて、まるで  
何か大切な物を大事そうに包み込  
んでいる両手。私たちの会のシンボルマーク  
が決まりました。描いてくださったのは、週  
間朝日の「ブラックアングル」で皆様よくご  
存知の山藤章二氏です。実は、氏は二種類描  
いてくださいました。そして、添え書きに「お  
手紙拝見しました。心の底からのお怒りや無  
念にかけるべき言葉が浮かびませんので、ロ  
ゴマークを描かせて頂くことで気持ちを表  
しました。掌の中に“天輪”を入れることで  
被害にあわれた方を象徴したのですが、必ず  
しも命を落とされた方ばかりではないこと  
に気付き、それを外したものと両案お送りし  
ます。どうぞご自由に判断なさってお使いく  
ださい。」とまでお気遣いいただきました。  
氏は、個別の依頼には決して応じる事をなさ  
らない、作品に全てを傾注される高潔の人で  
す。そういう方に、ここまで丁寧なお心遣い  
を頂いて、私はただただ涙・涙・涙で、この  
感謝をどう表現してよいのか、その術があり  
ません。たぶん、全国にたくさんおられる声

を出すことすらできない、悲惨な状況の犯罪  
被害者の方々のぶんまで、この会の活動で代  
弁し続ける事が、氏のお心遣いにたいする御  
礼になるのではないかと思い始めています。  
山藤氏は、昭和49年から朝日新聞の似顔絵  
も担当されています。「山藤章二の顔事典」朝  
日文庫1300円に、「似顔絵に手を加えた。  
この手というやつはなかなか雄弁で、ちょっと  
と添えただけでモデルの人間性を引き出  
してくれた。」と書いておられます。「22年間  
で1300人描いた」とも。ですから5年前  
の出版の本ですが、今ですと27年間、手を  
描く事の工夫をし続けておられる事に成ります。  
決して人に真似ることのできない私たちのシ  
ンボルマーク。大事にしてゆかなければ  
ならないと思います。氏のお心遣いと共に。  
そして、氏の添え書きにもあるように、“天  
輪”的ない方に自然と決まりました。なぜ山  
藤氏がこの会のマークを?という疑問につ  
いては、山藤氏と私との関係になるのですが、  
紙面が足りないのでいつの日にかまた・・・  
今はただ、山藤章二氏と奥様に感謝!!



### 第3回

おかしいと思いませんか？

鍼灸院を開いている体の不自由な老夫婦がいました。担当の銀行員を信頼して老後の備えのお金を預けていました。

「定期を解約して銀行の始めた短期投資に回してください」という銀行員に、老夫婦は協力しました。実は投資とは嘘で、銀行員はこのお金を、銀行に内密で企業に貸付け、回収不能にしたのです。2500万円の金を返せず、老夫婦や銀行に発覚することをおそれた銀行員は、「転勤するので挨拶にきました」といって上がり込み、用意した紐で二人を絞殺したのです。

銀行員は強盗殺人で起訴されましたが、判決は「不正行為の発覚を怖れてやったの

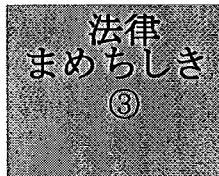
で、利欲目的はうすい。一攫千金を狙って他人の家に押し入ったのではない」といつて死刑求刑をしりぞけて、無期懲役にしました。

不正の発覚を恐れて人を殺すのが、なぜ有利な情状になるのでしょうか。大金の支払いを免れるための殺人が、どうして利欲性がうすいのでしょうか。知らない人の家に上がり込んで一攫千金を求めて犯行に及ぶより、信頼してお金を貸してくれた人を殺して債務を免れるのが刑が軽いとはどういうわけでしょうか。

こんな判決、おかしいと思いませんか



性犯罪の被害者や年少者は、被を受けた上に、その後の裁判で証加害者と顔を合わせることで更たり、傍聴人の好奇の目にさらさ状況を何度も繰り返し聞かれたることが多くありました。それが嫌なために告訴に踏み切れないという重大な問題も生じていきました。このような二次的被害をなくシング方式による証人尋問が取り入れら傍聴人のいる法廷以外の別室に在席し双方向のテレビモニターを通じて証人子は、被害者の同意があれば録画して、として出なくても済むようにすること告人の面前では圧迫されて精神の平穀被告人と証人との間に遮蔽物を置いて、てもらうことが出来るようになります人の名譽や心情を考慮して必要な場合をとることができます。東京地裁での遮どのパーテーションを係員が動かして、遮蔽して完全に見えないようにしてく側の証人として出ることになるでしょう難しい場合には、事前に公判担当の検察措置をとってもらうよう相談するようにして下さい。



### ビデオリンク方式と遮蔽措置

害そのものから深刻な精神的損害人として尋問を受ける際に、直接に精神的に大きな負担を強いられたり、思い出したくない被害のりして、精神的被害を深めてしまふため、平成12年5月から、ビデオリereumました。これは、被害者には加害者やてもらい、そこと法廷を回線で接続して尋問を行う方法です。この証人尋問の様ビデオテープを利用することで再び証人もできます。また、性犯罪以外でも、被を著しく害されるおそれがあるときは、証人が思うとおりに証言できるようにした。また、証人の年齢や心身の状態、証には、傍聴人と証人との間にも遮蔽措置を見たことがあります、2mほ証人が法廷に入室するところからすべてれていきました。被害者は、通常、検察官から、被告人や傍聴人の前での証言が官に申し出て、ビデオリンク方式や遮蔽

(4)

## 活動報告

月	日	活動	活動内容
	5	#10 関西の集い	林幹事を中心に例会開催 am9:30～pm5:00 ① 池田小事件に対する署名活動への取り組み ② 少年審判はどこへ行くか ③ 井垣判事の論文について ④ 修復的司法について
9	9	幹事会	第17回幹事会開催 主な議題は ① 新幹事候補の選任 ② 池田小学校署名協力の件 ③ 機関誌の編集を藤井誠二氏に依頼・快諾を得た ④ 第3回シンポジウム議事内容 ⑤ ヨーロッパ調査旅行を2002年4～5月に実施
	21	関東の集い	第3回目の主な内容 22名出席 ① NTV「スーパーTV」制作会社担当者と少年犯罪およびその被害者報道について話した。特に被害者の立場での番組作りを要請した。 ② 新規会員の自己紹介 ③ 藤井誠二氏講演－日本の少年犯罪について • 被害者は棄民だ • アメリカでの犯罪加害者少年の取り扱い • 井垣康弘判事への反論 ④ 岡村代表「司法への被害者の参加及び被害回復への国際的関与」
	6	大阪	岡村代表と林幹事が池田小学校遺族との話し合い
	7	#11 関西の集い	林幹事を中心に例会開催 32名出席 ① 岡村代表による『犯罪被害者の会の今後の活動方針』 ② 大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会委員との話し合い
10	14	幹事会	第18回幹事会開催 主な議題は ① 第3回シンポジウム • 会場、遠方からの参加者のための宿泊先 • パネリスト • 被害者発言者 • マスコミ対応 • 会場警備 他 ② 前夜祭について ③ 歐州調査団について

### 岡村代表幹事講演

9	12	警視庁警察学校	『警察官に求められる基本的心構えについて』
9	21	自民党政務調査会	『心身喪失者等の触法及び精神医療について』
9	26	日本福祉用具供給協会	『犯罪被害者の現状と課題』

# 関東の集いのお知らせ

## 第三回集会を終えて

9月8日(土)中央大学駿河台記念館620号室、午後1時～午後5時まで開かれました。暑さも一段落し、凌ぎやすい一日で、24名の参加がありました。初めの30分ぐらいは、隣同士でそれぞれの心境を語り合いました。3人のメディアの参加希望(取り扱う番組は、少年犯罪の被疑者・加害者の権利や処遇についての日米の違い等)がありましたので、同席の可否について話し合い、参加の主旨、報道の在り方、番組内容の視点の置き方、被害者に対する理解度、被害者の真意の表現、各自の報道被害などを、メディアの人

達に聞いてもらいました。次に、ノンフィクション作家の藤井誠二さんのお話で、少年事件の実例を挙げて、少年法の弱点や問題点を分かりやすくお話し頂き、参加者の中には、少年事件で苦しんでいる方々も多く出席して、講師との質疑応答が活発になされました。岡村先生からは、11月18日のシンポジウムの内容や、あすの会の活動報告、及び会合の流れの中での指導や助言も多々ありました。今回も、少年法やメディアとの論議の沸騰など、実の多い集会でした。

## 次回のお知らせ

次回は、シンポジウムの反省会と忘年会をかねての集会を行います。

皆様のご参加お待ちしております。

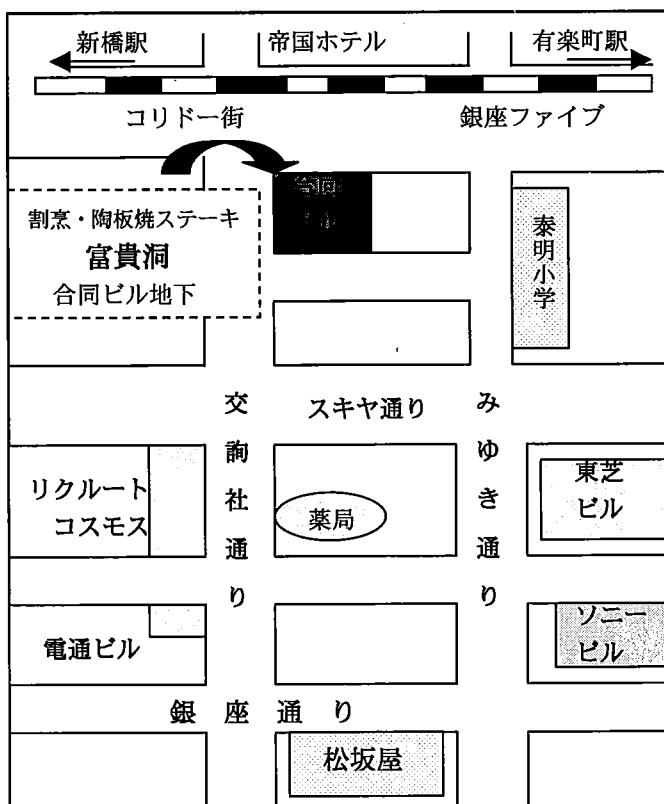
尚、参加を希望される方は、前回同様、事務局までお申し込み下さい。締切は、12月10日(月)になります。

日 時： 12月15日(土)

11:00～16:00

会 費： 5000円

- ◎ 来年の集会について  
2002年1月19日(土)  
※ 詳細は分かり次第ご連絡致します。



場所：東京都中央区銀座6丁目2-10

合同ビル地階

割烹・陶板焼ステーキ

富貴洞

電話：03-3573-2897

# 関西の集いのお知らせ

## 関西集会を終えて…

米国での同時多発テロ、一瞬にして何の罪もない数千人もの人が犠牲になりました。その人達の「当たり前の生活」が一変してしまいました。日本で世間の人は皆、口を揃えた様に「当たり前のありがたさ」を口にしています。人は大きな事件、事故があれば騒ぎ立て、数日平穏な日々が続くとまた「当たり前の生活のありがたさ」は忘れられてしまう。現実には、今日も、昨日も、その前もずっと理不尽に人の命は奪われているのに…。偉そうな事を言っている私も弟の事件がおこる数日前、「あすの会」の人達をテレビで報道されているのを見た時は、ただ他人事として「大変やなー」「めっちゃ悔しいやろなー」と思うだけで、自分が同じ立場になるなんて思いもしませんでした。その思いもしなかった事が、他人事ではなく自分に降りかかって初めて、想像以上の悔しさ、憎しみ、憤りと弟を奪われたと言う極限の我慢をさせられて、深い悲しみを今も感じ続けています。私達は、最近では20数人以上集まって、自分達が色々な場面で経験した「なんで…」「お

かしいやん…」をすこしでも良い方向に変えて行く為、話し合ったり、勉強したりしています。

だけど私も含め、集いに参加しているのは、きっとそれだけの理由ではないと思います。私が集いに初めて参加した時感じたのは、初めて合う人達なのに、素直に話ができる「ほつ」としました。そして、「この人達も同じ様な傷を持っているんやな」「この人達もいっぱい涙流したんやろな」と感じました。今でも同じ様な気持ちの人と話をすることで、なぜか癒され、「明日から頑張ろう」と思えます。

それが、私には会に参加する理由として大きいのです。この会が、癒しの為だけにある訳じゃないのは分かっているけど、戦ってばかりでは疲れてしまいます。疲れたら少し心を癒してもらって、自分達が身を持って体験した「当たり前の生活のありがたさ」、そして何よりも「命の尊さ」を訴えて行きたいと私は思い、皆に助けてもらいながら戦っています。

## 次回のお知らせ

◎次回のお知らせです。

日時：12月1日（土）

9：30～17：00

場所：クレオ大阪西

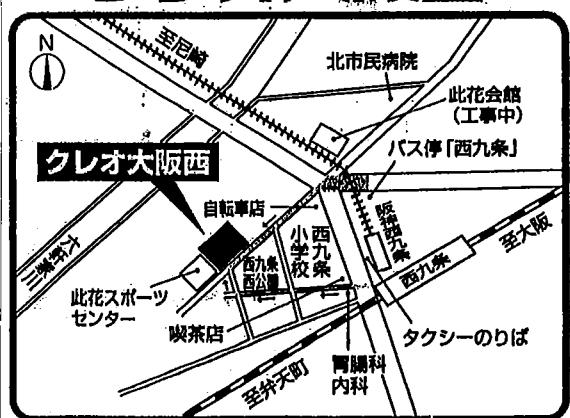
大阪市此花区西九条6-1-20

TEL:06-6460-7800

JR「西九条」下車徒歩3分

市バス「西九条」下車徒歩2分/大阪駅前から特79番「北港2丁目」行、幹線79番「西島車庫前」行、特59番「北港ヨットハーバー」行、野田阪神駅前から幹線77番「西島車庫前」行、特81番「舞洲スピードアーバン」行

## クレオ大阪西



〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20

☎ (06) 6460-7800

FAX (06) 6460-9630

# 第3回シンポジウム&大会！

## 被害者のための正義をめざして—刑事司法は誰のためにあるのか

2001年11月18日（日）AM10:00～

日比谷三井ビル 8階ホール  
(東京都千代田区有楽町1-1-2)

前回までは、被害者が体験談や意見を述べるだけのシンポジウムでした。今回は趣向を変えて開催します。

今年6月に発表された司法制度改革審議会の最終意見では、加害者の権利は拡大されるのに、被害者の権利は全く認められず（ニュースレター7号参照）、相変わらず私たちは裁判では蚊帳の外です。

そこで、体験報告する被害者は4、5人にし、午後は弁護士・学者・被害者・ジャーナリストをパネリストとし、「刑事司法は誰のためにあるのか」をテーマにシンポジウムを行うことにしました。

大会では、犯罪被害者の権利に関する決議をする予定です。

### プログラム

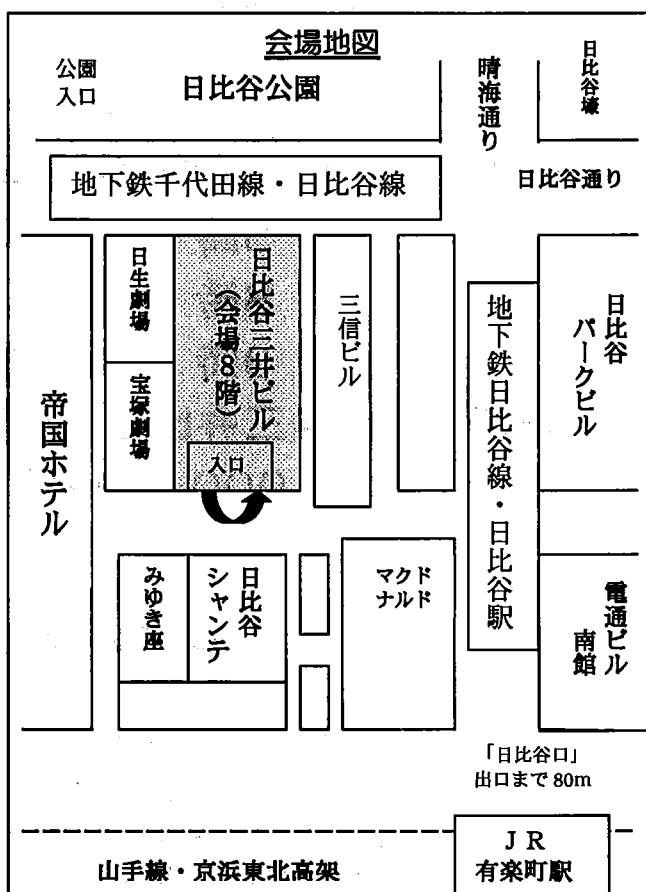
9:30 受付開始  
10:00 開会  
10:30 被害者は訴える  
12:00 昼食  
13:00 シンポジウム

コーディネーター  
パネリスト

『被害者のための正義を目指して』  
諸澤英道（常磐大学学長）  
渥美東洋（中央大学教授）  
垣添誠雄（弁護士）  
日垣 隆（会員・ジャーナリスト）  
岡村 勲（会員・弁護士）  
本村 洋（会員）

15:45 休憩  
16:00 大会  
・活動報告  
・活動計画  
・規約改正  
・諸決議  
17:00 閉会

ビデオ映写  
『犯罪被害者終わり無き闇い』  
田中 健／伊佐山ひろ子 主演



## 前夜祭及び宿泊ホテルのご案内

### **前夜祭**

昨年大阪で大変好評を頂いたシンポジウムの前夜祭を今年も行います。全国会員の方々が集い、日頃心にたまっている思いのたけを語り合う機会です。  
大勢の参加で前夜祭を盛りあげましょう。

**日 平成 13年11月17日(土曜日)**

**時間 午後 4時30分 開場**

5時 開宴

8時 中締め

9時 閉宴

**場所 日比谷三井ビル 8階 (大会会場隣りです)**

**会費 ￥5,000-(1名)**

### **宿泊ホテルのご案内**

企業のご厚意により、参加者のために、ホテルを割引料金で宿泊させていただけすることになりました。

ホテルをご利用の方は、優待券ありとして直接ご予約のうえ、11月5日までに事務局へ優待券の申し込みをしてください。

なお、券の発送は10月20日以降になります。11月初旬までに送付されなかった方は、お手数ですが再度請求のご連絡をお願いいたします。

#### **割引券利用での宿泊費<一名料金／税サ込>**

◆三井ガーデンホテル蒲田◆ 03-5710-1131  
(JR、東急蒲田駅から徒歩3分。羽田空港から京浜急行線利用で20分。)

平日 シングル ￥9,000 日・祝日 シングル ￥7,500  
(月～土) ツイン ￥6,000 ツイン ￥5,500  
先着30名様分確保しております。お早めにご予約を!!

◆三井アーバンホテル銀座◆ 03-3572-4131  
(JR新橋駅から徒歩3分。)

平日 シングル ￥15,750 日・祝日 シングル ￥14,000  
(月～土) ツイン ￥10,000 ツイン ￥9,000  
(※ツインの休前日は平日料金適用)



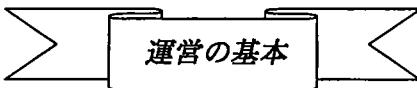
## 会員の声

ある日突然大切な家族を失い、それと同時に、被害者の権利がない現実と向き合いました。それまで被害者は法の元に守られ、亡くなても人間の権利は失われないものだと信じていました。しかし現実は、自分の権利を知らなければ主張する事もできません。書籍などを読みあさっても、加害者の権利を扱ったものはあっても、被害者側のものは皆無でした。私が「あすの会・ニュースレター」を受け取るようになったのは、そんな時でした。掲載される司法・行政に向けた要望書や意見書を目にし、自分たちに何が欠落し、そして何が必要なのか改めて考えることができました。そして被害者たちの声を知る事で、戦う勇気が出たようにも思います。これからニュースレターに出会うひとのためにも、活動をより多く告知・報告していただけたらと思います。

今から7年前6月4日、大学3年になった息子の誠は、少年3人に言いがかりを付けられ暴行の末この世を去った。悲しみと無気力の日々が続いた。このままでは私の家庭は駄目になる。そう気付いたのは、49日も過ぎ1年を迎えようとしていた。考えあぐねて出した結論が、被害者のグループを作れないかと思い早速新聞に投稿を始めた。結果は除々にではあるが現れてきた。次はその被害者に会いに行きたいと強く思うようになり、大阪・広島・和歌山・沖縄と何人かの人にお会えた。そこで気付いたのは、大事な子供の命を奪われた共通点からか、数十年も付き合っているかの様に思えた。少年法の矛盾を訴え、時の法務大臣下稻葉氏に面会し思いを伝えた。ほんの少しだけど改正された。しかし、物足りない。少年犯罪は増えている、少しも減っていない。私を含めて、遺族は今後も癒されない日々が続くと思う。色々な被害者家族の方々と手を取り合い、戦って行くことになるでしょう。被害に遭われた方々のご冥福をお祈りします。

「生きててよかったです」としみじみと想いました。望んでこうなったわけではないけれども、私には、もう姉がいない。だけど、現実から逃げられない。目も、そらせない。毎日、もう大丈夫なフリをする為に、どうすればよいのかを考えている。悲しくて淋しくて深く傷つけられてしまった心を、犯人に対する憎しみと怒りを、もう戻らない失ったものの重さを、何事もなかったようには出来ない。自分の前から、姉がいなくなるなんて、考えた事もなかった。2歳違ったので、事件から2年目の年、私は『今年の誕生日までに、姉と同じ年齢で自分も死ぬ』と真剣に思っていた。でも、まだ生きてます。嘘みたいです。この秋で、事件から3年経過します。3年の間で、いろいろな人と知り合いました。「被害者全員が、ひとりじゃないと互いに思える人と出会えているのだろうか」と会った事もない被害者の事を心配出来るゆとりも、出てきました。被害に遭って、他の全てが絶望の中で、唯一「良かった」と思う事が出来るのが、『被害に遭わなければ絶対に会わなかっただろう人達と知り合えた』こと。でも、逆に言うと、本当に「それだけ」ですから。誰にも会えなかったら、「でも、良かった」と思える事が、本当に何もない。禍中の時は、自分のことだけで、精一杯でした。犯人には時効もあるし、その期間だけ何か罰があるかもしれません、人権屋も政府も社会ぐるみで復帰を助けます。けれども、被害者は一生被害者なのです。「この時期頑張れば、被害者でなくなる」という何かがあればいいのになあ、というのは無理なんんですけどね。

せめて、犯罪者を更正や擁護する額の倍額を、被害者にもフォローしてほしいと思います。



### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

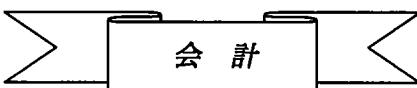
### 【ボランティア】

現在ボランティアの募集は行っておりません。登録をされた方には、必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。



当会は、会費を徴収しておりません。郵便・通信料等の諸経費等の運営費用は、発足以来支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただいた方には、厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

郵便振替口座は下記の通りです。

口座番号: 00170-6-100069  
加入者名: 犯罪被害者の会

### 訂正 第8号

前号の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

◎ 関係法令の制定・改正  
(6頁)

再被害防止要項  
→再被害防止要綱

### 法廷付き添い

#### 事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

### 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあった方、およびそのご家族でお困りの方はお気軽に電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00  
□ 03-5319-1773



### あとがき

天高く馬肥ゆる秋となりました。巷では、ニューヨークの同時多発テロ事件が引き続き話題となっております。犯罪のスケールも大規模化し、被害も甚大で、被害者の国籍も90ヶ国にわたるなど21世紀の幕開けにしては、痛ましすぎる惨事です。テロそのものは、断じて許せるものではありませんが、いつ・何処で・誰もが犯罪被害者になりうることを示しており、被害者権利の確立と被害者回復の権利確立という当会の目的を一日も早く達成する事が求められている事を実感したのは私一人ではなかったと思います。